

豊川市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

豊川市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等を冠する名称）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、歩道橋に愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、道路行政への経済的支援、歩道橋やその周辺の清掃美化活動などを通じ社会貢献を行うことができます。

2 募集概要

（1）ネーミングライツの対象となる歩道橋

	歩道橋名	場 所	路 線 名
1	桜木横断歩道橋	未広通3丁目地内	市道中通線
2	駅前横断歩道橋	幸町地内	市道前田豊川線
3	野口歩道橋	野口町若宮地内	市道市田八幡線
4	八南たんぽぽ歩道橋	野口町西野地内	主要地方道東三河環状線
5	東山歩道橋	赤坂町六反地内	市道豊川音羽線

（2）ネーミングライツ料

歩道橋1橋あたり年額20万円以上（消費税及び地方消費税は除く）

ただし、標示期間に1年未満の端数がある場合は、月割りにて計算するものとします。

（3）標示期間

3年～5年

（4）愛称の標示開始予定日

両者の協議により定められた愛称の標示開始日とします。

（5）命名条件等

ア. ネーミングライツパートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に愛称を標示することができます。

愛称の末尾は原則として「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。標示可能な愛称の例は下の表のとおりです。

標示可能な愛称の例	標示不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名、ロゴマーク	矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）

イ. 愛称標示の位置は原則歩道橋の右半分の中央とします。また、既設の信号・標識等から50cm以上間隔を空けるものとします。

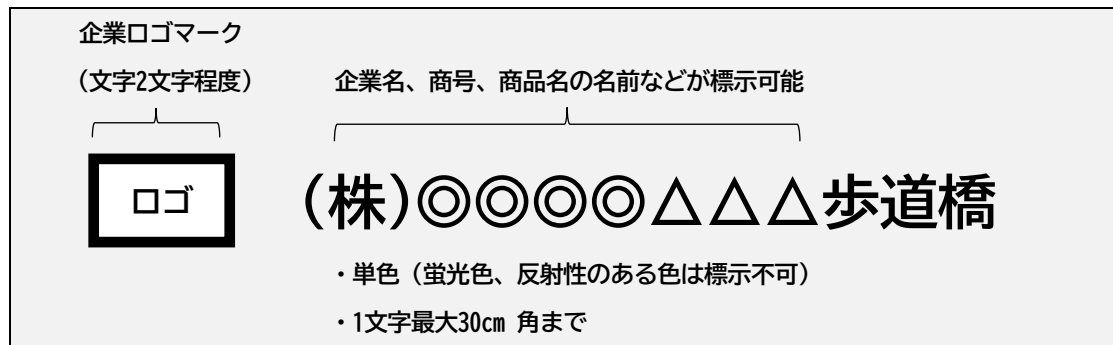
ウ. 愛称の標示面積は、すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が5㎡までとします。（両面に標示する場合は、それぞれ5㎡までとなります。）

エ. 標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわ

ないものとし、文字の大きさは、1文字あたり最大で30cm角までとします。また、愛称は二行書とせず、一行で記載してください。

オ. 塗装又は橋桁にシールを張り付けることにより標示することとし、標示期間中劣化等により、シールの落下、塗装の剥離等がないような材質等にする。また、文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は標示できません。

【愛称の標示（イメージ）】



カ. 提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）

は、豊川市が交通管理者と協議をした上で、交通の安全等を考慮してデザインの変更を求める場合があります。

キ. ネーミングライツパートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができます。

ク. 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を標示期間中に変更することはできません。

ケ. 「2 駅前横断歩道橋」につきましては、歩道橋2面の右側に「童謡のきこえるまち とよかわ ♪」と既に標記が標示されています。この部分につきましては、標記を全て隠すシール等を貼り、その上に愛称を標示するようにしてください。

コ. 豊川市広告掲載要綱第6条第1項に定める内容の愛称は標示できません。

豊川市広告掲載要綱

（広告の範囲）

第6条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品 又はサービスを提供するもの
- (8) 社会問題についての主義主張

- (9) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 個人の名刺広告
- (13) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (14) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(6) 地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該歩道橋やその周辺における清掃美化活動など、当該歩道橋を地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

(7) 費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び標示期間終了時に消去する費用は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合や歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。なお、歩道橋への愛称標示及び消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工するものとします。（道路標示許可申請等、法手続きも含みます。）

なお、市で行う歩道橋の緊急補修工事等（塗り替え工事等）の際に愛称の消去が必要となる場合は市の負担で行います。ただし、再標示についてはネーミングライツパートナーの負担とします。

(8) 応募資格

法人等又は店舗等を構えている個人事業主を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- イ. 豊川市から指名停止措置を受けている者
- ウ. 国税、愛知県税、豊川市税を滞納している者
- エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似する者
- オ. 消費者金融および高利貸しに係る者
- カ. たばこに係る者
- キ. ギャンブル（宝くじを除く。）に係る者
- ク. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る者
- ケ. 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社再生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の者
- コ. 社会上の問題となっているものに係る者
- サ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者

- シ. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないとしが認める者

ネーミングライツパートナーになろうとする者（以下「パートナー企業等」という。）と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人（以下「広告代理店」という。）が応募することもできます。ただし、対象歩道橋ごとに具体的なパートナー企業等の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー企業等の双方が上記の応募資格を満たしている必要があります。その場合、契約は市とパートナー企業等との間で締結します。

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア. 豊川市歩道橋ネーミングライツ応募申込書（様式第1号）
イ. 応募資格についての誓約書（様式第2号）
ウ. 国税及び愛知県税の未納がないことの証明
エ. 同意書兼市税滞納情報照会書（様式第3号）
オ. 法人役員名簿（様式第4号）（法人の場合のみ）
カ. 法人等の概要（様式第5号）※個人事業主の場合は、財政状況のわかる書類として、確定申告書の写し（過去3か年分）を提出してください。
キ. 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）※個人事業主の場合は、住民票を提出してください。
ク. 個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主の場合のみ）
ケ. 新設したい愛称の標示位置、図面、デザイン（任意の様式）

ただし、次のいずれかに該当する場合には、カの書類の提出は不要です。

1. 豊川市の入札参加資格を有する者
2. 豊川市の入札参加資格を有しない個人事業主のうち、本市に住所を有する者

広告代理店による応募の場合はウ～キについては広告代理店及びパートナー企業等のそれぞれについて提出してください。

(2) 提出部数

1部 なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

令和7年度

期	募集期間	愛称標示施工時期の目安
第1期	令和7年5月1日（木）～令和7年6月30日（月）	令和7年9月1日（月）～

※愛称標示は、令和7年12月末に完了するようにしてください。

※土日・祝日は休庁日です。

(4) 提出先

ア. 持参の場合

- 豊川市建設部 道路河川管理課道路維持係
（豊川市諏訪1丁目1番地 北庁舎4階）

※ 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

イ. 郵送の場合

○〒442-8601（住所記載不要）豊川市建設部 道路河川管理課道路維持係宛

（５）質問事項の受付

応募にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- ・ 郵送の場合 〒442-8601（住所記載不要）
 豊川市建設部 道路河川管理課道路維持係宛
- ・ ファクシミリの場合 0533-89-2171
- ・ Eメールの場合 dorokasenganri@city.toyokawa.lg.jp
- ・ 電話の場合 0533-89-2142

質問及び回答は市ホームページに掲載しますのでご承知おきください。

（６）応募にあたっての費用負担

応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。

（７）留意事項

ア. 応募申込書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ. 応募申込書の取扱い

応募申込書等は、返却しませんのでご承知おきください。また、情報公開請求があった場合には、豊川市情報公開条例に基づき応募申込書等を公開することがあります。

ウ. 応募の辞退

応募申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

エ. 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

4 選定方法

審査及び選定の手続きは次のとおりです。

（１）関係者等からの意見聴取

主に次の項目について、必要に応じて関係者等から意見聴取を行います。

- ① 愛称案
- ② 地域貢献活動の内容

（２）審査項目、審査ポイント及び配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	・ 市民に親しみやすく、呼びやすいか	30 点
提案価格（年額）	・ 提案価格（年額）が最高のものを1位とし、50点を付与。2位以下は、その提案価格を1位の提案金額で除して算出した率を50点に乗じた得点	50点
地域貢献	・ 地域貢献の活動実績又は計画	10点
地域要件	・ 市内に本社、支店又は営業所等を有するか	10点
合 計		100点

※「愛称案」の得点が配点の6割に満たない団体は失格とします。

※「地域貢献」の得点が配点の6割に満たない団体は失格とします。

※ 応募者が1者であった場合は、合計得点が75点以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。

※審査については、別に定める方法によることとします。

(3) 選定結果の通知 候補者選定後、速やかに応募者全員に選定結果を通知します。(様式第6号、第7号、第8号)

5 契約の締結方法

上記の選定方法により選定されたネーミングライツパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とネーミングライツパートナーとの間で、契約を締結します。

6 契約の解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが「2(8)」に規定する応募資格を失った場合若しくは満たしていないことが明らかになった場合、又は、社会的信用を損なう行為等により、市若しくは施設のイメージが損なわれた場合や、損なわれるおそれがある場合等ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7 契約の期間更新

ネーミングライツパートナーは、愛称の標示期間の更新を希望するときは、1回に限り更新ができるものとします。この場合、豊川市歩道橋ネーミングライツ標示期間更新申請書(様式第15号)に必要な書類を添付して、契約期間満了の6か月前までに申請が必要となります。

8 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが歩道橋に標示した愛称により第三者に損害が生じた場合の負担や第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

(2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度4月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに行うこととします。(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

10 問い合わせ先

豊川市建設部 道路河川管理課道路維持係

- ・住所 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 北庁舎4階
- ・ファクシミリの場合 0533-89-2171
- ・Eメールの場合 dorokasankenri@city.toyokawa.lg.jp
- ・電話の場合 0533-89-2142